

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
49	地方税の収滞納に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、地方税の収滞納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和7年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の収滞納に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法及び藤沢市税条例に基づき、地方税の収滞納に関する事務として、次の手続きを行っている。</p> <p>(1) 市税について公正・公平な徴収事務を行う。また、市税に関する徴収に必要な情報の把握に努め、法令に基づき適正な滞納整理事務を行う。</p> <p>(2) 金融機関等からの納付書兼納入済通知書等により収納状況を確認する。</p> <p>(3) 過誤納付により納付額が課税額を超過している場合は、過誤納還付通知書を送付し、超過額を還付する。</p> <p>(4) 補助金等給付事務に係る納税確認を行う。</p> <p>(5) 納税者からの納付がない、又は納付額が課税額に満たない場合、納税者に対し督促状を送付する。</p> <p>(6) 市外等へ転出した滞納者の居住先での滞納情報等(犯則事件の調査を含む。)の実態調査を行う。</p> <p>(7) 督促状発送後、納税者からの納付がない場合は、滞納処分を行う。</p> <p>藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 賦課および収納情報に基づく市税の収納、還付、充当を行う収納管理業務</p> <p>(2) 滞納情報による督促状の送付、滞納者の調査(犯則事件の調査を含む。)、滞納処分を行う滞納管理業務</p> <p>(3) 収納情報システムにおける滞納者情報に係る宛名の名寄せ等宛名管理業務</p>
③システムの名称	収納管理システム、滞納管理システム、宛名管理システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 納税課
②所属長の役職名	納税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 財務部 納税課 0466-50-3509
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月16日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月16日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自庁システム側において、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している 特定個人情報の情報を使用する際、誤りがないか複数人で確認を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="radio"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/>]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p> </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/>]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	本評価書による事務の開始は、システム再構築後の運用開始を予定している令和3年1月からとなるため、新規に評価書を作成していません。このため、令和2年12月末までは、現行評価書による運用となります。	(削除)	事後	
令和3年3月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	番号法第9条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし(提供を行わない)	(削除)	事後	
令和3年3月12日	IVリスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続	接続しない(提供)	接続しない(入手) 接続しない(提供)	事後	
令和6年12月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 16の項	番号法第9条第1項及び別表 24の項	事後	
令和6年12月18日	IVリスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手) 接続しない(提供)	接続する(入手) 接続しない(提供) 根拠法令 利用特定個人情報提供主務省令第2条の表48の項	事前	
令和6年12月18日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である。 判断の根拠: 自庁システム側において、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している 特定個人情報の情報を使用する際、誤りがな いか複数人で確認を行っている。	事前	
令和6年12月18日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策		全項目評価又は重点項目評価を実施する	事前	
令和7年2月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	①実施の有無 実施しない 根拠法令 利用特定個人情報提供主務省令第2条の表48の項	①実施の有無 実施する 根拠法令 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事前	
令和7年2月26日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か 十分である	事前	